

令和6年2月21日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市介護保険運営協議会  
委員長 渡邊 浩文

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定について（答申）

令和4年8月2日付け4西健高第1544号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申いたします。

- 1 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定に向け、市民等の意見を聴取し、運営協議会における議論を経て、答申文としてとりまとめましたので、本答申文を踏まえて計画を策定してください。



西東京市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画(第9期)策定に  
向けた答申

令和6年2月  
西東京市介護保険運営協議会

## 1 第9期計画において取り組むべき課題

西東京市（以下「市」という。）の令和5年10月1日現在の総人口は206,156人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は50,007人、市の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は24.3%となっている。令和4年11月にとりまとめられた「西東京市人口推計調査報告書」によれば、65歳以上の高齢者人口は、令和6（2024）年以降一貫して増加を続け、団塊ジュニアが高齢者となる一方で、15歳から64歳までの生産年齢人の急減が見込まれる令和22（2040）年には、高齢化率が30.3%に達するものと見込まれている。

特に、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年頃を見通すと、高齢者人口に占める85歳以上人口の割合が上昇することが見込まれる。要介護認定率は年齢が上がるごとに上昇し、とりわけ85歳以上の年齢等級で急激に上昇する傾向にあることや、第1号被保険者1人当たりの保険給付費が85歳以上の年齢等級で急増することなどを勘案すれば、こうした人口動態が今後の市の介護保険事業にサービス需要や給付費の増加という形で大きなインパクトを与えることが推測される。また、85歳以上人口の増加に伴い、認知機能が低下した高齢者の増加も見込まれる。

一方、今後は生産年齢人口の急減が見込まれ、サービス需要に対応する介護人材の必要数が増加することから、介護現場の人材確保に向けた取組を一層推進するなど、人材不足がサービス提供の阻害とならないよう、早急な対応が求められる。

また、今後は、認知症の人や要介護高齢者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加などが見込まれる中、認知症の人や要介護高齢者への支援だけでなく、その家族等の介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応が必要である。

市は、第8期計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）において、介護や介護予防、医療のほか、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される「西東京市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできた。施策の方向性「1 生きがい活動やフレイル予防の推進」として、フレイル予防活動や、高齢者の通いの場の充実を図るとともに、「6 介護保険サービス等の充実」として、居宅介護サービスの充実を図るため、第8期計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）期間中において、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護事業所の新規整備を進めてきたところである。

第9期計画の策定に当たっては、第8期計画の取組の検証と課題、国の指針や制度改正の動向等を踏まえ、本協議会は、「西東京市版地域包括ケアシステムの深化・推進」に向け、様々な視点から提言を行うこととする。

## 2 第9期計画の施策に関する提言（5つの視点）

### **視点① 住み慣れた地域で安心できる**

市内では、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加傾向にあり、こうした世帯が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的支援やサービスのほか、地域ぐるみの見守りや支え合いが必要である。

このため、市は、生活支援体制整備事業で設置された地域サポート「りんく」と連携し、住民同士の助け合いやサロン活動、団体・企業を含めた地域支援や見守りサービスなどの地域資源を活用し、高齢者の生活がより安心で充実したものとなるような地域づくりを進めるとともに、地域住民の総合相談支援等を担う地域包括支援センターの体制や環境の充実を図るべきである。

併せて、要介護高齢者の家族介護者の負担軽減に向けた支援のほか、高齢者の居住の安定確保、防災・防犯への対応、在宅療養と介護の連携強化、権利擁護や虐待防止、情報を必要とする人に確実に情報を届ける取組などを確実に進められたい。

### **視点② 認知症の人と家族が安心できる**

認知症は誰もがなり得るものであり、高齢化に伴い、家族や身近な人が認知症になるなど、多くの人にとって身近なものとなっている。

令和5（2023）年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進」することとされており、市は基本理念に則り、認知症施策を策定・実施する責務を負っている。

このため、市は、認知症の人とその家族が安心できる暮らしの実現を目指し、支援の充実と地域で支える仕組みづくりを行い、認知症になっても希望を持って暮らせる地域づくりを進められたい。

### **視点③ 住み慣れた地域でいつまでも楽しく元気でいられる**

高齢者が住み慣れた地域で楽しく元気で暮らすためには、介護や医療の必要のない自立期間を延ばすこと、すなわち、健康寿命の延伸が必要である。市は、これまでも、東京大学高齢社会総合研究機構と連携し、フレイル予防に取り組んできた。

市の要介護認定率は他市に比べて高く、中でも要介護1の割合が上昇しており、今後も後期高齢者人口が増加する中で、要介護状態となる高齢者の急増が懸念される。

こうしたことを踏まえ、元気高齢者を増やしていくための取組と併せて、一旦

機能が低下しても、「リエイブルメント（再びできるようになる＝再自立）」を目指した短期集中予防サービスなどにより、高齢者の社会参加と生きがいくりの取組を積極的に進められたい。

#### **視点④ 住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられる**

高齢者一般調査では、「人生の最期を迎えたい場所」として、また、要介護・要支援認定者調査では、「長期療養が必要となった場合に、人生の最期を迎えたい場所」として「自宅」と回答した人がいずれの調査でも約5割に上り、在宅生活の継続を希望するニーズが高いことが明らかとなっている。

住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けるために、居宅要介護者とその家族の様々なニーズに対応できるよう、在宅系サービスと施設・居住系サービスの基盤をバランス良く確保するとともに、地域のケアマネジメントの質の向上に取り組み、ケアマネジャーが十分にその力を発揮できる環境の整備に努められたい。

#### **視点⑤ いつまでも安心して介護サービスを受けられる**

令和3年度の介護分野の有効求人倍率（3.64倍）は、全職業（1.03倍）と比較して高く、特に、訪問介護職においては更に高い傾向があり、今後の本市の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

介護サービス事業者調査においても、「事業運営上で困難に感じていること」について、「従事者の確保が難しい」との回答が75.9%と最も高く、多くの事業所が介護人材の確保に苦慮している様子が伺える。

今後のサービス需要において、介護人材の必要数は増加することが見込まれる一方で、既に介護現場の人手不足が指摘されており、介護現場の人材確保に向けた取組を一層推進するなど、早急な対応が必要となっている。

介護人材の不足は、介護サービスの供給を制約する要因となることから、市は、総合的な人材確保策に早急に取り組むとともに、事業者が限られた資源の中で一人でも多くの利用者に質の高いケアを届けることができるよう、事業者の生産性の向上に向けた支援策を検討し、進められたい。

### 3 資料

#### (1) 西東京市介護保険条例及び介護保険条例施行規則（抜粋）

##### ◆ 介護保険条例（平成 13 年条例第 116 号）

##### 第 4 章 介護保険運営協議会

##### （目的及び設置）

第 8 条 市は、介護保険及び高齢者保健福祉に関する施策の企画立案に当たって市民等の意見を十分に反映させ、その実施が第 1 条の目的にのっとり円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、西東京市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

##### （所掌事項）

第 9 条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者保健福祉計画に関すること。

##### （意見の具申）

第 10 条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、前条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

##### （組織）

第 11 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する被保険者 4 人以内
- (2) 学識経験者 2 人以内
- (3) 保健医療関係者 8 人以内
- (4) 福祉関係者 6 人以内

3 委員の任期は、3 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

##### （規則への委任）

第 12 条 前 4 条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

◆ 介護保険条例施行規則（西東京市規則第 114 号）

（介護保険運営協議会の運営）

第 13 条 条例第 8 条により設置する西東京市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 14 条 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（議事）

第 15 条 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 16 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

（会議の公開）

第 17 条 協議会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、協議会の委員の同意を得たときは非公開とすることができる。

（庶務）

第 18 条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において行う。



## (2) 西東京市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者	渡邊 浩文	武蔵野大学
2		梶川 義人	桜美林大学
3	保健医療関係	中山 浩二	西東京市医師会
4		浅野 幸弘	西東京市歯科医師会
5		伊集院 一成	西東京市薬剤師会
6		渡邊 勝利	葵の園・ひばりが丘(介護老人保健施設)
7		内田 美沙子	田無病院
8	福祉関係	横山 紀穂	田無南口クリニック(訪問介護)
9		尾林 和子	フローラ田無(介護老人福祉施設)
10		小柳 学	パートナー西東京店(居宅介護支援事業所)
11		瀬ノ田 直美	西東京市泉町地域包括支援センター
12		篠宮 武男	民生委員児童委員協議会
13		小口 浩司	西東京市社会福祉協議会
14	被保険者 (市民公募)	新井 洋子	第1号被保険者
15		内田 孝子	第1号被保険者
16		齋藤 健二	第2号被保険者
17		富樫 京子	第2号被保険者

(3) 西東京市介護保険運営協議会開催経過

回数	開催日及び場所	主な内容
令和4年度 第1回	令和4年8月2日 田無第二庁舎4階会議室 (対面及びオンライン開催)	①市長からの諮問 ②議題 ・令和3年度第2回会議録の確認 ・西東京市の高齢者・介護保険の現状 ・西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定 ・地域密着型サービスの整備状況について
第2回	令和4年10月14日 田無第二庁舎4階会議室 (対面及びオンライン開催)	①西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)策定のためのアンケート調査について ②令和3年度介護保険特別会計決算について
第3回	令和5年1月30日 田無第二庁舎4階会議室 (対面及びオンライン開催)	①西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画アンケート調査について ②国保データベースシステムのデータ分析の中間報告について ③短期集中予防サービスについて
令和5年度 第1回	令和5年5月25日 田無第二庁舎4階会議室 (対面及びオンライン開催)	①西東京市高齢者保健福祉計画・介護事業計画(第9期)アンケート調査報告について ②令和4年度地域密着型サービスの整備について ③西東京市高齢者保健福祉計画・介護事業計画(第9期)について
第2回	令和5年7月27日 田無第二庁舎4階会議室 (対面及びオンライン開催)	①第9期計画策定に向けた調査概要について ②西東京市版地域包括ケアシステムのイメージ(案)について
第3回	令和5年11月2日 田無第二庁舎4階会議室 (対面及びオンライン開催)	①第9期計画策定に向けた各種調査等報告について ②給付費分析について ③第9期計画の素案について

(4) 西東京市介護保険運営協議会への諮問

4 西健高第 1544 号  
令和 4 年 8 月 2 日

西東京市介護保険運営協議会  
委員長 渡 邊 浩 文 殿

西東京市長 池 澤 隆 史

西東京市介護保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市介護保険条例(平成 13 年西東京市条例第 116 号)第 9 条に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 9 期）の策定について